

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として8期目の計画であり、国の基本指針に基づき2027（令和9）年度から2029（令和11）年度の3年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として4期目の計画であり、国の基本指針に基づき2027（令和9）年度から2029（令和11）年度の3年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する必要がある」とし、次の6項目を示しています。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ~~6 障害福祉人材の確保・定着~~
- 6 障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の8つの成果目標を定めています。

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障害児支援の提供体制の整備等
- 5 地域生活支援の充実
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2027（令和9）年度から2029（令和11）年度までの3年間における各サービス等の見込量を定めます。

2 計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第2章 成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【障がい者支援計画】第3章 地域生活への移行のために（P.●～●）
 （現状と課題）「1 入所施設からの地域移行」（P.●～●）
 （施策の方向性）（1）～（3）（P.●～●）

（1）成果目標

① 地域移行者数

70人（2026（令和8）年度から2029（令和11）年度の4年間）

② 施設入所者数

1,165人（2025（令和7）年度末）→ 1,106人（2029（令和11）年度末）
 【59人の減】

（2）成果目標の考え方

- ① 地域移行者数について、第7期計画における国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の6%（76人）に、第5期計画における未達成者見込（23人）を加えた102人を2026（令和8）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2026（令和8）年度末には124人となる見込みであり、第7期計画の目標数値は達成する見込みです。

第8期計画における国の基本指針では、2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の6%以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2025（令和7）年度末の施設入所者数（1,165人）の6%（70人）を2029（令和11）年度末までに地域移行するものとして設定します。

直近の地域移行実績では、入所時点から在宅復帰を目的に自立訓練を利用している人が多く含まれることから、取組を進めるにあたっては、日中活動として生活介護を利用している人など、入所が長期になる傾向にある人に着目して地域移行の推進に取り組めます。

- ② 施設入所者数について、第7期計画における国の基本指針では、2022（令和4）年度末時点の入所者数の5%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和4）年度末の施設入所者数（1,261人）の5%を削減することとし、2026（令和8）年度末時点の施設入所者数を1,197人として設定しました。2026（令和8）年度末には1,151人となる見込みであり、第7期計画の目標数値は達成する見込みです。

第8期計画における国の基本指針では、2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の5%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2025（令和7）年度末の施設入所者数（1,165人）の5%（59人）を削減することとし、2029（令和11）年度末の施設入所者数を1,106人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2025（令和7）年度末の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行を基本とし、現計画で定める2026（令和8）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。
- ② 2025（令和7）年度末時点の施設入所者数の5%以上の削減を基本とし、現計画で定める2026（令和8）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サービスの利用を踏まえ、2025（令和7）年度末の施設入所者数の3.1%以上削減することを基本として設定。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障がい者支援計画】第3章 地域生活への移行のために（P.●～●）
 （現状と課題）「2 精神科病院からの地域移行」（P.●～●）
 （施策の方向性）（1）～（3）（P.●～●）

（1）成果目標

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

1年平均 324.0 日以上（2029（令和11）年度）

- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数

1,345 人（2025（令和7）年度）→ 1,234 人（2029（令和11）年度）

【111 人の減】 ※ 65 歳以上と 65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者の区別は設けません。

③ 精神病床における早期退院率

・入院後3か月時点 68.9%以上（2026（令和8）年度）
 ・入院後6か月時点 84.5%以上（2026（令和8）年度）
 ・入院後1年時点 91.0%以上（2026（令和8）年度）

③ 精神病床における30日以上の再入院率

・退院後90日時点 9.2%以下（2029（令和11）年度）
 ・退院後180日時点 15.4%以下（2029（令和11）年度）
 ・退院後365日時点 23.3%以下（2029（令和11）年度）

- ④ 地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）

60 人（各年度 20 人）

（2）成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、退院後1年以内の地域での平均生活日数を 324.0 日以上と設定します。

- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。

地域移行の取組は大阪府内の精神科病院において大阪府と連携しながら推進していることから、国の基本指針に沿って大阪府が設定した目標数値に基づき、2025（令和7）年6月末時点の実績をもとに、2029（令和11）年6月末における精神科病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を111人減少とし、それぞれの年齢の区分は設けないこととします。

- ③ ~~精神病床における早期退院率について、国の基本指針では、都道府県の成果目標として、入院後3か月時点は68.9%以上、入院後6か月時点は84.5%以上、入院後1年時点は91.0%以上に設定することとしており、大阪府では、国の基本指針に沿って目標を設定することとしています。~~

~~この項目は都道府県の成果目標となっていますが、大阪市としては、これまでも目標設定してきたことを踏まえ、国の基本指針に沿って成果目標を設定します。~~

- ③ 国の基本指針に基づき、30日以上再入院率を退院後90日時点は9.2%以下、退院後180日時点は15.4%以下、退院後365日時点は23.3%以下とします。

- ④ 大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第7期計画と同様に60人とします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2029（令和 11）年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上に設定。当該目標値の設定時点で精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均が 319.3 日以上である場合は、当該目標の設定時における平均生活日数以上に設定。
※精神病床への入院後 1 年以内に退院した者に限る
- ② 国が提示する推計式を用いて、2029（令和 11）年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）を設定。
- ③ 2029（令和 11）年度における退院後 90 日時点の 30 日以上再入院率を 10.3%以下、退院後 180 日時点の 30 日以上再入院率を 17.4%以下、退院後 365 日時点の 30 日以上再入院率を 25.7%以下に設定。当該目標値の設定時点で退院患者の 30 日以上再入院率が上記より低い場合は、当該目標の設定時における 30 日以上再入院率以下に設定。
- ④ 2033（令和 15）年度末までに心のサポーター数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標設定。
- ⑤ 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたっては、K 6 という尺度を活用し、評価することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国が算出した値（第 152 回社会保障審議会障害者部会資料）では、2023（令和 5）年度の大阪府の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数は 324.0 日であり、都道府県の中央値である 319.3 日以上であることから、国の目標設定に準じて 324.0 日以上に設定。
- ② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、2029（令和 11）年 6 月末時点の精神病床における 1 年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定。なお、各市町村においては、令和 7 年 6 月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けない。
- ③ 国が算出した値（第 152 回社会保障審議会障害者部会資料）では、2023（令和 5）年度の大阪府の退院患者の精神病床への 30 日以上再入院率が都道府県の中央値より低いことから、国の目標設定に準じ、退院後 90 日時点：9.2%以下 退院後 180 日時

点：15.4%以下 退院後 365 日時点：23.3%以下に設定。

- ④ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、2029（令和 11）年度の心のサポーター数を 37,191 人以上とする。
- ⑤ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、K 6 という尺度を活用し、評価する。

3 地域生活支援の充実

【障がい者支援計画】 第2章 地域での暮らしを支えるために (P.●～●)
 (現状と課題) 「1 権利擁護・相談支援」(P.●～●)
 (施策の方向性) (2) 相談支援及びその体制の充実 (P.●～●)
 (現状と課題) 「2 生活支援」(P.●～●)
 (施策の方向性) (1)～(2) (P.●～●)

(1) 成果目標

- ① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する
- ② 2029(令和11)年度までに、強度行動障がいのある者の実情や求める支援サービス等を調査し、その結果に基づき地域の関係機関が連携した支援体制を整備する

(2) 成果目標の考え方

- ① 第7期計画の国の基本指針において、2026(令和8)年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能充実のため、支援の実情等を踏まえた年1回以上運用状況の検証及び検討を実施することが示されました。

大阪市では、事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等を整備し、各機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の充実を図っています。

また、地域の体制づくりや人材育成に取り組むコーディネーターの機能については、各区障がい者基幹相談支援センターの主任相談支援専門員が担っています。

地域生活支援拠点等の運用については、市地域自立支援協議会等において有識者の意見を聴きながら検討を進めており、第8期計画の国の基本指針においても、年1回以上の運用状況の検証及び検討が示されたことから、引き続き支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実に努めます。

- ② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体

制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、その調査結果に基づき、身近な地域の事業者が適切にサービスを提供することができる体制づくりの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2029（令和11）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 2029（令和11）年度末までに、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 国の基本指針に沿って目標を設定。
- ② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、2029（令和11）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため、以下のとおり目標を設定する。
 - ・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施
 - ・各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施

4 福祉施設から一般就労への移行等

【障がい者支援計画】 第4章 地域で学び・働くために (P.●～●)
 (現状と課題) 「2 就労」 (P.●～●)
 (施策の方向性) (3) 福祉施設からの一般就労 (P.●～●)

(1) 成果目標

- ① 2029 (令和 11) 年度の就労移行支援事業等 (就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む) を通じた一般就労への移行者数 2,166 人
- ② 2029 (令和 11) 年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 710 人
- ③ 2029 (令和 11) 年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 610 人
- ④ 2029 (令和 11) 年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 583 人
- ⑤ 2029 (令和 11) 年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所の割合 6 割以上
- ⑥ 2029 (令和 11) 年度の就労定着支援事業の利用者数 800 人
- ⑦ 2029 (令和 11) 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率 (※) が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合 2 割 5 分以上

※ 過去 6 年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

- ⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める

⑨ 就労選択支援事業所の設置 (調整中)

⑩ 就労選択支援事業の利用者数 今後、大阪府より連携 人

⑪ 就労継続支援 B 型事業所における工賃の平均額 8～9 月予定 円

(2) 成果目標の考え方

- ① 国の基本指針に基づき、2029（令和11）年度中に、就労移行支援事業・就労継続支援事業・自立訓練事業・生活介護事業を通じて一般就労に移行する者を、2024（令和6）年度の一般就労への移行実績（1,419人）の1.31倍（1,859人）として設定します。加えて、大阪市では、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた一般就労者数の直近実績である人数（307人）を合算した2,166人を目標値とします。
- ② 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和6）年度移行実績の1.14倍（710人）を目標値として設定します。
- ③ 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和6）年度移行実績の1.52倍（610人）を目標値として設定します。
- ④ 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和6）年度移行実績の1.67倍（583人）を目標値として設定します。
- ⑤ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合について、大阪市の実情を踏まえ、大阪府の基本的な考え方と同様に、事業所全体の6割以上として目標値を設定します。
- ⑥ 就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づき、2024（令和6）年度末実績の1.47倍（800人）を目標値として設定します。
- ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合について、国の基本指針に基づき、事業所全体の2割5分以上として目標値を設定します。
- ⑧ 国の基本指針に基づき、各区地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めます。

⑨ （調整中）

⑩ （調整中）

- ⑪ 大阪市の実情を踏まえ、大阪府の目標工賃の考え方と同様に、2025（令和7）年度の工賃の平均額から年約5%向上するとし、（調整中）円を目標値として設定します。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2029（令和 11）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和 6）年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本として設定。
 - ② 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和 6）年度実績の 1.14 倍以上とすることを基本として設定。
 - ③ 2029（令和 11）年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和 6）年度実績の概ね 1.52 倍以上とすることを基本として設定。
 - ④ 2029（令和 11）年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和 6）年度実績の概ね 1.67 倍以上とすることを基本として設定。
 - ⑤ 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本として設定。
 - ⑥ 2029（令和 11）年度の就労定着支援事業の利用者数を、2024（令和 6）年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本として設定。
 - ⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本として設定。
 - ⑧ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本として設定。
 - ⑨ 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置することを基本とする。
 - ⑩ 就労選択支援を利用する障がい者の数を 8 万 2 千人以上とする。
- ※ ①から④について、現計画で定める 2026（令和 8）年度末までの数値目標が達成されない場合は、未達成割合を 2029（令和 11）年度の各々の目標値に加えた割合以上とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① から ④ 及び ⑥ ⑦ について、国の基本指針に沿って目標を設定。
- ⑤ について、大阪府の実情を踏まえ、2029（令和 11）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 6 割以上として設定。
- ⑧ について、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。

- ⑨ 国の基本指針を踏まえ、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。
- ⑩ 2029（令和11）年度の就労選択支援の利用者数を8,530人以上とする。各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標設定すること。
- ⑪ 管内の就労継続支援B型事業所において設定した2024（令和6）年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
 （現状と課題）「2 生活支援」（P.●～●）
 （施策の方向性）（4）障がいのあるこどもへの支援の充実（P.●～●）
 第4章 地域で学び・働くために（P.●～●）
 （現状と課題）「1 保育・教育」（P.●～●）
 （施策の方向性）（1）就学前教育の充実（P.●～●）

（1）成果目標

- ① 重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進
 - ・児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）を確保
 - ・インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置
- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・2029（令和11）年度の児童発達支援事業所 54 か所
 - ・2029（令和11）年度の放課後等デイサービス事業所 60 か所
- ③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を 活性化
 - ・2029（令和11）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数 334 人
- ④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
 - ・障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

⑤ 障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保

⑥ 2029（令和11）年度までに、強度行動障がいの状態にある児の実情や求める支援サービス等を調査し、その結果に基づき地域の関係機関が連携した支援体制を整備する

（2）成果目標の考え方

① 大阪市では、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが9か所設置されており、一定の機能を有していますが、地域における重層的な支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターの更なる中核的な支援機能の整備に取り組めます。加えて、約200か所の保育所等訪問支援事業所があることから、それらの事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を確保していきます。

また、大阪市では児童発達支援センターとの情報共有の場を定期的に設けており、その場を活用するなどして、2029（令和11）年までに保育、子育て支援、教育との連携を図るための協議の場を設置します。

② 国の目標として、2029（令和11）年度末までに各市町村に少なくとも1カ所以上の設置を基本としているなか、本市は既に児童発達支援については54箇所、放課後等デイサービスは60箇所が確保されており、実施体制は確保されています。

③ 大阪市では、医療的ケア児支援のための関係機関として、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関の協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」について、2018（平成30）年度から定期的を開催しています。引き続き、関係機関等の連携を推進するために継続して開催するとともに、その活性化に取り組めます。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えことから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。2026（令和8）年度

末時点で見込まれるコーディネーター配置数に、今後実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了見込み人数を加え、334人を配置することを目標とします。

- ④ こども相談センターが開催する移行調整の協議の場（障がい児移行支援調整会議）において、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進めます。

- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の充実や児童発達支援センターの中核的支援機能の整備などにより、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携のもと、2029（令和 11）年度末までに障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。

- ⑥ 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、その調査結果に基づき、身近な地域の事業者が適切にサービスを提供することができる体制づくりの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。また、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。
- ② 2029（令和 11）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ③ 2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこども等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ④ 障がい児入所施設に入所している児童が、18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029（令和 11）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。
- ⑤ 2029（令和 11）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。
- ⑥ 2029（令和 11）年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① について、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。また、令和 11 年度末までに、インクルージョン推進のための協議の場について、大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。
- ② について、国の基本指針に沿って目標を設定。なお、②の目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考とする。

③ について、国の基本指針の趣旨を踏まえて目標を設定。すでに協議の場を設置している場合は、心身状況に応じた支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。

④ **指定都市**においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるよう目標を設定。

⑤ ⑥ について、国の基本指針に沿って目標を設定。

6 相談支援体制の充実・強化等

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために（P.●～●）

（現状と課題）「1 権利擁護・相談支援」（P.●～●）

（施策の方向性）（2）相談支援及びその体制の充実（P.●～●）

（1）成果目標

- ① 各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び各区地域自立支援協議会を連携させながら、地域づくりを進め、地域の相談支援体制の強化を図る
- ② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて地域における支援体制の整備に取り組む体制を確保する
- ③ 2029（令和11）年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにする

（2）成果目標の考え方

- ① 国の基本指針において、障がい者基幹相談支援センターは、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことが期待されています。

大阪市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、各種相談機関等との連携強化の取組を通して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者は年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している状況です。

相談支援体制を充実・強化するため、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び各区地域自立支援協議会が連携しながら地域づくりを進めます。

- ② 区地域自立支援協議会においては、各区の障がい者基幹相談支援センターが、区保健福祉センターと連携して、企画・運営や地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画して取組を進めています。

引き続き、各区の地域自立支援協議会において、個別事例を検討する等により、地域の課題を集約し、それに応じた社会資源の改善や新たな社会資源の開発に向けた取組を進めていきます。

- ③ のぞまないセルフプランについては、指定相談支援の利用希望者が適切に利用できるよう提供体制の充実に努め、2029（令和 11）年度末までに件数をゼロにします。

〔参考〕国の基本指針

- ① 2029（令和 11）年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。
- ③ また、2029（令和 11）年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

- ① 2029（令和 11）年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築。基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保。
- ② 2029（令和 11）年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保。
府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組を促進。
- ③ のぞまないセルフプランの件数をゼロにする⇒すべての市町村。

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障がい者支援計画】第2章 地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
 （現状と課題）「2生活支援」（P.●～●）
 （施策の方向性）（1）～（4）（P.●～●）

（1）成果目標

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築します。

- ① 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する。また、報酬請求にかかる工率の多い項目等について注意喚起する。
- ② 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、本市内の事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。

（2）成果目標の考え方

国の基本指針において、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供することが重要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するよう示されています。

また、大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援すること。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、大阪府において2029（令和11）年度末までの目標を設定することが示されています。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、請求審査に係る変更点や留意事項等について、年1回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について引き続き注意喚起を行います。

さらに、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加して、関係市町村との情報共有・連携を図ることにより、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

また、障がい福祉サービス等情報公表制度における公表率及び更新率を100%とするため、未公表事業者への公表勧奨や更新時期の案内などを行います。

〔参考〕国の基本指針

令和11年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

また、都道府県、指定都市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において2029（令和11）年度末までの目標を以下のとおり設定する。

- ・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
- ・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。

第3章 各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の一人当たりの利用量のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていきます。

また、本計画の数値は必要なサービス量の見込みであり、提供量の上限とすることを意図するものではありません。表中の種別欄における難病患者については、他の障がい種別と重複していない者の人数等を記載しています。

1 訪問系サービス及び短期入所

(1) 居宅介護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	6,276 人	182,697 時間	6,847 人	193,476 時間	7,471 人	204,891 時間
知的障がい者	4,189 人	97,572 時間	4,570 人	103,329 時間	4,986 人	109,425 時間
精神障がい者	10,666 人	245,297 時間	11,637 人	259,770 時間	12,696 人	275,096 時間
障がい児	795 人	15,755 時間	867 人	16,684 時間	946 人	17,668 時間
難病患者	588 人	14,514 時間	642 人	15,371 時間	700 人	16,277 時間
合計	22,514 人	555,835 時間	24,563 人	588,629 時間	26,798 人	623,359 時間

居宅介護は、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として見込量を設定します。

(2) 重度訪問介護（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,449 人	265,709 時間	1,449 人	277,666 時間	1,449 人	290,161 時間
知的障がい者	86 人	14,676 時間	86 人	15,336 時間	86 人	16,026 時間
精神障がい者	54 人	8,002 時間	54 人	8,362 時間	54 人	8,739 時間
難病患者	128 人	26,580 時間	128 人	27,776 時間	128 人	29,026 時間
合計	1,717 人	314,967 時間	1,717 人	329,141 時間	1,717 人	343,952 時間

重度訪問介護は、利用者数は横ばいとなっておりますが、一人当たりが利用するサービス量は増加傾向にあります。重度の障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同水準で推移するものとして見込量を設定します。

(3) 同行援護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,441 人	38,941 時間	1,470 人	39,720 時間	1,499 人	40,514 時間
障がい児	4 人	47 時間	4 人	48 時間	4 人	49 時間
合計	1,445 人	38,988 時間	1,474 人	39,768 時間	1,503 人	40,563 時間

同行援護は、視覚障がいのある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(4) 行動援護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
知的障がい者	1,424 人	34,240 時間	1,753 人	42,149 時間	2,159 人	51,885 時間
精神障がい者	105 人	3,878 時間	129 人	4,774 時間	158 人	5,876 時間
障がい児	162 人	2,141 時間	200 人	2,636 時間	246 人	3,245 時間
合計	1,691 人	40,259 時間	2,082 人	49,558 時間	2,563 人	61,006 時間

行動援護は、特に行動上著しい困難がある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者0人の見込みとします。

2 日中活動系サービス及び短期入所

(1) 生活介護（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,992人	52,241日	3,064人	53,498日	3,138人	54,785日
知的障がい者	3,894人	76,490日	3,987人	78,330日	4,083人	80,215日
精神障がい者	704人	10,324日	721人	10,572日	738人	10,826日
難病患者	133人	1,940日	136人	1,987日	139人	2,035日
合計	7,723人	140,995日	7,908人	144,387日	8,098人	147,861日

生活介護は、利用者が増加傾向にあり、重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(2) 自立訓練（機能訓練）（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	131人	1,203日	148人	1,362日	167人	1,541日
知的障がい者	5人	65日	6人	74日	7人	84日
精神障がい者	55人	814日	62人	921日	70人	1,042日
難病患者	6人	60日	7人	68日	8人	77日
合計	197人	2,142日	223人	2,425日	252人	2,744日

自立訓練（機能訓練）は、利用者がやや増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(3) 自立訓練（生活訓練）（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	69人	790日	77人	878日	86人	977日
知的障がい者	203人	3,552日	227人	3,947日	253人	4,391日
精神障がい者	419人	5,658日	468人	6,287日	522人	6,995日
難病患者	8人	67日	9人	74日	10人	82日
合計	699人	10,067日	781人	11,186日	871人	12,445日

自立訓練（生活訓練）は、利用者がやや増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(4) 就労選択支援（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
	月あたり利用人数	月あたり利用人数	月あたり利用人数
身体障がい者			
知的障がい者			
精神障がい者			
難病患者			
合計			

調整中

(5) 就労移行支援（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	110 人	1,736 日	116 人	1,825 日	122 人	1,919 日
知的障がい者	293 人	5,346 日	308 人	5,620 日	324 人	5,908 日
精神障がい者	1,486 人	25,018 日	1,562 人	26,301 日	1,642 人	27,651 日
難病患者	16 人	295 日	17 人	310 日	18 人	326 日
合計	1,905 人	32,395 日	2,003 人	34,056 日	2,106 人	35,804 日

就労移行支援は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(6) 就労継続支援A型（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	909 人	17,582 日	951 人	18,393 日	995 人	19,242 日
知的障がい者	992 人	19,205 日	1,038 人	20,090 日	1,086 人	21,017 日
精神障がい者	2,364 人	42,132 日	2,473 人	44,075 日	2,587 人	46,109 日
難病患者	97 人	1,892 日	101 人	1,979 日	106 人	2,070 日
合計	4,362 人	80,811 日	4,563 人	84,537 日	4,774 人	88,438 日

就労継続支援A型は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(7) 就労継続支援B型（第2章支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者						
知的障がい者						
精神障がい者						
難病患者						
合計						

調整中

(8) 就労定着支援（第2部支援計画●,●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	691人	757人	829人

就労定着支援は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

(9) 療養介護

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	307人	307人	307人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして、見込量を設定します。

(10) 短期入所（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	579人	5,047日	699人	6,098日	844人	7,367日
知的障がい者	1,107人	8,225日	1,337人	9,937日	1,615人	12,005日
精神障がい者	76人	941日	92人	1,137日	111人	1,374日
障がい児	1,044人	11,994日	1,261人	14,491日	1,523人	17,507日
難病患者	27人	184日	33人	222日	40人	268日
合計	2,833人	26,391日	3,422人	31,885日	4,133人	38,521日

短期入所は、利用が増加傾向にあり今後における利用ニーズも高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

3 居住系サービス、自立生活援助及び地域生活支援拠点等

(1) 自立生活援助（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	23人	23人	24人

自立生活援助は、サービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、直近の実績を踏まえ、今後も同水準の利用状況が継続するものとして設定します。

(2) 共同生活援助（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	9,059人	10,690人	12,614人

共同生活援助は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、**重度障がい者等の受け入れ促進のための**グループホーム整備助成や、市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進するため、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

(3) 施設入所支援（第2部支援計画●,●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	1,136人	1,121人	1,106人

施設入所支援**について**は、成果目標として**2029（令和11）**年度末の施設入所者数を**1,106**人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

(4) 地域生活支援拠点等（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
設置か所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	24人	24人	24人
機能の充実に向けた 検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

大阪市では、市域を1つの面として事業者同士が連携して地域生活を支える体制の整備を進めているため、**設置**か所数は1か所としていますが、相談機能や地域の体制づくり機

能等は、各区を単位として整備を進めています。また、各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域づくりや人材育成等のコーディネーター機能を担うこととしています。

支援の実績等を踏まえて、引き続き年1回以上、運用状況を検証および検討します。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	3,614人	3,820人	4,026人
知的障がい者	4,578人	4,920人	5,262人
精神障がい者	9,923人	10,929人	11,935人
障がい児	29人	29人	29人
難病患者	423人	474人	525人
合計	18,567人	20,172人	21,777人

計画相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方であり、引き続き相談支援専門員の増加等、相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。見込量としては、直近の利用実績の推移を踏まえて設定します。

(2) 地域移行支援（第2章支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	5人	5人	5人
知的障がい者	3人	3人	3人
精神障がい者	27人	27人	27人
難病患者	0人	0人	0人
合計	35人	35人	35人

地域移行支援は、サービス利用が低調となっていることから、サービス利用の促進を図りつつ、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善を働きかけます。見込量としては、施設入所者や精神科病院入院者の地域移行者数の見込みなどを考慮して設定します。

(3) 地域定着支援（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	351人	373人	395人
知的障がい者	275人	275人	275人
精神障がい者	940人	1,059人	1,178人
難病患者	40人	45人	50人
合計	1,606人	1,752人	1,898人

地域定着支援は、利用者が着実に増加しており、地域において安心して生活ができるように引き続き利用の促進に努めます。見込量としては、直近の増加状況が継続するものとして設定します。

5 障がいのあるこどもに対する支援

(1) 児童発達支援（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	8,136人	9,112人	10,206人
月あたり利用日数	106,110日	119,904日	135,492日

児童発達支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(2) 放課後等デイサービス（第2部支援計画●～●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	16,431人	18,567人	20,981人
月あたり利用日数	206,336日	231,096日	258,828日

放課後等デイサービスは、利用者が着実に増加しています。事業所数の増加により支援の内容も様々であることから、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいく必要がありますが、見込量としては、今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて設定します。

(3) 保育所等訪問支援（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	2,751人	3,521人	4,507人
月あたり利用回数	4,050回	5,184回	6,636回

保育所等訪問支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	5人	5人	5人
月あたり利用日数	13日	13日	13日

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績が横ばいであり、今後も同水準の利用状況が継続するものとして見込量を設定します。

(5) 障がい児相談支援（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員	5,972人	6,970人	8,134人

障がい児相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方です。計画相談支援と同様に、相談支援体制の充実に向けた取組を進めつつ、見込量としては、直近の増加状況を踏まえて設定します。

(6) 医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
配置人数	270人	302人	334人

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えことから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。

見込量としては、成果目標として2029（令和11）年度末のコーディネーターの配置人

数を 334 人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

6 発達障がいのある人等に対する支援

(第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会 発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的を開催します。

(2) 発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
相談件数	2,800件	2,800件	2,800件

発達障がい者支援センターの相談件数については、発達に関する相談件数は減少傾向にあるものの、就労に関する相談件数が増加傾向にあることから、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

(3) 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
関係機関への助言件数	480件	480件	480件
外部機関・地域住民への研修	200回	200回	200回
外部機関・地域住民への啓発	3回	3回	3回
支援プログラム等の受講者数	600人	600人	600人
支援プログラム等の実施者数	15人	15人	15人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	4人
ピアサポート活動への参加人数	50人	50人	50人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

個別ケースへの支援、機関コンサルテーションなどの関係機関への助言件数については、過去の実績等を勘案し見込み量を設定します。

外部機関や地域住民への研修については、研修形式の見直しにより、前計画より実績回数件数が減少しており、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。啓発については、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等については、市内各地域で実施し、受講機会の確保を行っており、受講者数は、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。実施者数（ペアレント・トレーニングファシリテーター養成講座受講者）は、令和7年度に実施した講座定員と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレントメンターの人数については、ペアレント・トレーニング実践報告会に参加したメンターの直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

ピアサポート活動の参加人数については、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

7 高次脳機能障がい者に対する支援

（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

（1）高次脳機能障がい者支援センターの設置箇所数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
設置箇所数	今後検討		

（2）高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
開催回数	今後検討		

（3）高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
配置人数	今後検討		

（4）高次脳機能障がい者支援センターにおける相談支援

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
相談支援件数	今後検討		

（5）高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
人数	今後検討		

2026（令和8）年4月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、高次脳機能障が

いのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、支援体制の構築に向け、高次脳機能障がい者支援センターや地域協議会等によるネットワークのあり方等について、今後検討することとしています。

8 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。)

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
開催回数	2回	2回	2回

大阪市では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、「大阪市障がい者施策推進協議会 精神障がい者地域生活支援部会」として位置づけており、定期的に開催します。

(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
参加者数	10人	10人	10人

協議の場への関係者の参加について、10人を見込みます。

(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
活動状況の把握・評価	1回	1回	1回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施を、毎年度1回実施します。

(4) 心のサポーター養成研修実施回数

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
実施回数	20回	20回	20回

心のサポーター養成研修について、年20回の実施を見込みます。

(5) 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
実施回数	1回	1回	1回

精神保健福祉相談員講習会等について、年1回の実施を見込みます

(6) 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
地域移行支援利用者数	27人	27人	27人
地域定着支援利用者数	940人	1,059人	1,178人

直近の実績等を踏まえ、地域移行支援及び地域定着支援者の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

(7) 精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
共同生活援助利用者数	3,777人	4,458人	5,260人
自立生活援助利用者数	17人	17人	18人
自立訓練（生活訓練）利用者数	419人	468人	522人

直近の実績等を踏まえ、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

(8) 精神障がい者の短期入所

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
入所人数	76人	92人	111人

短期入所の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

9 相談支援体制の充実・強化のための取組

（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

(1) 障がい者基幹相談支援センターの設置

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
基幹相談支援センターの設置	24か所	24か所	24か所

改正障害者総合支援法において、障がい者基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。大阪市においては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、引き続き各区に1か所ずつ障がい者基幹相談支援センターを設置します。

(1) 障がい者基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
主任相談支援専門員の配置数	24人	24人	24人
人材育成等の取組に参加する管内相談支援事業所の割合	大阪府に考え方を確認中		
地域自立支援協議会運営への関与	有	有	有
専門的な指導・助言件数	1,238件	1,265件	1,292件
人材育成の支援件数	372件	379件	386件
連携強化の実施回数	1,468回	1,471回	1,474回
個別事例の支援内容の検証	24回	24回	24回
主任相談支援専門員の配置数	24人	24人	24人

各区障がい者基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員が区地域自立支援協議会の運営等を通して地域の体制づくりや人材育成に取り組めます。また、障がい者基幹相談支援センターの人材育成等の取組に対する相談支援事業所の参加を促進します。

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
事例検討実施回数	96回	96回	96回
参加事業者・機関数	760事業者	760事業者	760事業者
協議会実施回数	77回	77回	77回
専門部会の設置数	24か所	24か所	24か所
専門部会の実施回数	251回	251回	251回
協議会実施回数	77回	77回	77回
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、支援体制整備等を議題とした数	96回	96回	96回

地域自立支援協議会の実施回数、専門部会の設置数と実施回数を見込み量とし、その中でも、個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、同協議会の議題とした数の見込み量を設定します。

10 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活への移行支援

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
支援の回数	20	20	20

2026（令和8）年度より地域移行等意向確認等に関する指針を作成し、地域移行等意向確認担当者を選任し、意向確認の実施と個別支援計画への反映が義務化されており、管内20施設の入所者全員に対して意向確認を行います。

11 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
割合	87%	89%	91%

指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合について、2026（令和8）年4月1日時点の処遇改善加算取得率を基礎とし、同年6月の報酬改定により新たに加算対象となった各事業（地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）における取得の進展見込みも踏まえ、対象事業所への制度周知や取得支援等により、取得率の段階的向上を図ります。

12 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障がい福祉サービス等にかかるその他の研修の活用

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
研修参加人数	63人	63人	63人

障がい支援区分認定調査員研修の受講対象者は新たに障がい福祉サービス担当に配置された各区保健福祉センター職員及び福祉局障がい者施策部職員としていることから、2024（令和6）～2026（令和8）年度の研修受講者数の実績から、その平均受講者数を算出し、今後受講者数として見込みます。

(2) 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
集団指導での注意喚起	1回	1回	1回

請求審査に係る変更点や留意事項等、事業所に対して周知すべき事項については、年1回開催する集団指導の際、資料提供及び要点の説明等を引き続き行っていきます。報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らし、利用者への直接支援等の充実を図ることにより、サービス等の質を向上させることに繋がっています。

(3) 指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
指定指導業務に対する調整会議への参加	2回	2回	2回

大阪府が開催している、「指定・指導業務に関する調整会議」への参加により、関係市町村との情報共有・連携をはかることから、同会議への参加をしていきます。

第4章 地域生活支援事業

1 実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画の数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

- | | |
|---|------------------------------------|
| ☐ 理解促進研修・啓発事業 | ☐ 自発的活動支援事業 |
| ☐ 相談支援事業 | ☐ 成年後見制度利用支援事業 |
| ☐ 成年後見制度法人後見支援事業 | ☐ 地域自立支援協議会 |
| ☐ 発達障がい者支援センター運営事業 | ☐ 障がい児等療育支援事業 |
| ☐ 日常生活用具給付事業 | ☐ 移動支援事業 |
| ☐ 地域活動支援センター事業 | ☐ 奉仕員養成研修事業 |
| ☐ 意思疎通支援事業 | |
| ☐ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | |
| ☐ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | |
| ☐ 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業 | |

【任意事業】

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 訪問入浴サービス事業 | ☐ 日中一時支援事業 |
|----------------------------------|--------------------------------|

2 事業量の見込み

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていきけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

(3) 相談支援事業（第2部支援計画●～●、●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
基幹相談支援センター			
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

(4) 成年後見制度利用支援事業（第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
実施か所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	386 人	※調整中	※調整中

※ 令和10年度以降の見込数については、成年後見制度の大幅な改正が予定されており、報酬助成制度についても変更される見込みですが、変更内容や時期について示されていないため、調整中としています。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所

(6) 地域自立支援協議会（第2章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
--------	-------------	--------------	--------------

実施か所数	25 か所	25 か所	25 か所
-------	-------	-------	-------

(7) 発達障がい者支援センター運営事業

(第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数(実人数)	680 人	680 人	680 人

(8) 障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
実施か所数	14 か所	14 か所	14 か所

(9) 日常生活用具給付等事業(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2027(令和9)年度	2028(令和10)年度	2029(令和11)年度
介護訓練支援用具	213 件	213 件	213 件
自立生活支援用具	676 件	676 件	676 件
在宅療養等支援用具	432 件	432 件	432 件
情報・意思疎通支援用具	1,052 件	1,052 件	1,052 件
排泄管理支援用具	66,323 件	67,484 件	68,645 件
住宅改修費	42 件	42 件	42 件
合計	68,738 件	69,899 件	71,060 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具(ストマ、紙おむつ)については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加の傾向であることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

(10) 移動支援事業(第2部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込	2027(令和9)年度		2028(令和10)年度		2029(令和11)年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	273 人	4,895 時間	285 人	5,180 時間	298 人	5,481 時間
知的障がい者	3,067 人	71,951 時間	3,038 人	71,142 時間	3,009 人	70,342 時間
精神障がい者	2,421 人	73,979 時間	2,586 人	80,778 時間	2,763 人	88,201 時間
障がい児	241 人	3,208 時間	241 人	3,208 時間	241 人	3,208 時間
合計	6,001 人	154,034 時間	6,150 人	160,307 時間	6,311 人	167,231 時間

外出時の支援については、利用人数・利用時間ともに増加傾向にあります。しかし障がい種別により近年の傾向に差がみられるため、それを踏まえた見込み量としています。

(11) 地域活動支援センター（第2部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度		2028（令和10）年度		2029（令和11）年度	
	実施か所	年間利用人数	実施か所	年間利用人数	実施か所	年間利用人数
生活支援型	9 か所	190 人	9 か所	190 人	9 か所	190 人
活動支援 A 型	26 か所	406 人	26 か所	406 人	26 か所	406 人
活動支援 B 型	4 か所	66 人	4 か所	66 人	4 か所	66 人

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2027（令和9）年度以降についても、現在のか所数及び定員数を見込量とします。

活動支援型については、利用者及びか所数が減少していますが、今後における見込量としては現在のか所数及び定員数が継続するものとして設定します。

(12) 奉仕員養成研修事業（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
養成者数	698 人	698 人	698 人
点訳奉仕員養成者数	44 人	44 人	44 人

(13) 意思疎通支援事業（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
手話通訳者の配置数	6 人	6 人	6 人

「大阪市聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において配置している「手話通訳士」資格を有する職員数であり、引き続き事業を安定的に継続する必要があるため、今後の見込量についても、現在の配置数を維持するものとして設定します。本事業では、手話通訳者の派遣等のコーディネートや、区役所等に設置するタブレット端末を使用した遠隔手話通訳の実施、聴覚言語障がい者への生活相談等の業務を行っています。

(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	※ 20 人	※ 20 人	※ 20 人
	養成講習修了者数	※ 40 人	※ 40 人	※ 40 人
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	12 人	16 人	20 人
	養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	※ 30 人	※ 30 人	※ 30 人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	※ 5 人	※ 5 人	※ 5 人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(第2部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。)

事業量の見込		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
手話通訳者派遣	件数	4,808 件	4,865 件	4,923 件
	時間数	5,627 時間	5,645 時間	5,663 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・介助者派遣	件数	※ 11,350 件	※ 11,350 件	※ 11,350 件
	時間数	※ 45,440 時間	※ 45,440 時間	※ 45,440 時間
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件数	※ 10 件	※ 10 件	※ 10 件
	時間数	※ 30 時間	※ 30 時間	※ 30 時間

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

(16) 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
地域生活支援広域調整会議等事業（会議開催回数）		2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート従事者数）		35 人	35 人	35 人
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員の配置）		有	有	有

【任意事業】

(17) 訪問入浴サービス事業

事業量の見込		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
延べ件数		15,637 件	15,637 件	15,637 件

(18) 日中一時支援事業

事業量の見込		2027（令和9）年度	2028（令和10）年度	2029（令和11）年度
月あたり利用人員		72 人	77 人	82 人
月あたり利用日数		439 日	468 日	499 日